

食品安全委員会農薬専門調査会幹事会

第 5 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 18 年 10 月 16 日（月） 14:00～14:45

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）農薬（ジメトモルフ及びフェンブコナゾール）の食品健康影響評価について

（２）その他

4. 出席者

（専門委員）

鈴木座長、小澤専門委員、廣瀬専門委員、柳井専門委員、吉田専門委員

（食品安全委員会委員）

長尾委員、野村委員、見上委員

（事務局）

日野事務局次長、國枝評価課長、中山評価調整官、都築課長補佐、宇木評価専門官

5. 配布資料

資料 1 確認評価部会における農薬評価書の構成と審議の進め方（案）

資料 2－1 ジメトモルフ評価書（確認評価部会提出版）（非公表）

資料 2－2 ジメトモルフ評価書（修正案）（非公表）

資料 3－1 フェンブコナゾール評価書（確認評価部会提出版）（非公表）

資料 3－2 フェンブコナゾール評価書（修正案）（非公表）

6. 議事内容

○都築課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第 5 回「農薬専門調査会幹事会」を開催いたします。本日は、5 名の専門委員に御出席いただいております。また、食品安

全委員会から、3名の委員が出席しております。

それでは、座長、お願いいたします。

○鈴木座長 では、本日の議事を始めたいと思います。

開催通知等で御連絡いたしましたが、本日のこの会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○都築課長補佐 お手元に、議事次第、農薬専門調査会専門委員名簿、座席表のほか、資料1として「確認評価部会における農薬評価書の構成と当面の審議の進め方（案）」。

以降は委員限りの資料でございます。

資料2-1として「ジメトモルフ評価書（確認評価部会提出版）」。

資料2-2として「ジメトモルフ評価書（修正案）」。

資料3-1として「フェンブコナゾール評価書（確認評価部会提出版）」。

資料3-2として「フェンブコナゾール評価書（修正案）」。

以上を配付しておりますので、御確認願います。

○鈴木座長 よろしゅうございましょうか。皆さん、資料はお手元にございますね。 それでは、審議に入ります。

まず、議題（1）「農薬（ジメトモルフ及びフェンブコナゾール）の食品健康影響評価について」です。事務局より、御説明いただきたいと思います。

○都築課長補佐 審議に入る前に、先日、開催されました第1回確認評価第一部会の概要について御報告させていただきます。

結論から申し上げますと、審議されましたジメトモルフ、フェンブコナゾールにつきましては、農薬抄録及び海外のリスク評価結果を参考にADIが決定されました。

なお、ホルペットについては、審議を予定していたんですけれども、時間が足りませんでした。審議に入ることができませんでした。

ジメトモルフとフェンブコナゾールにつきましては、事務局の対応もそうですし、専門委員におかれましても、最初の審議ということで、評価の論点が必ずしも定まっておらずで、審議にかなり時間がかかってしまったという状況がございました。

また、農薬評価書（案）につきましても、審議の最中、審議終了後にも、確認評価部会に提出した資料の中でも不整合が見られたり、多くの専門委員から総合評価部会で用いる評価書に比べて、説明が不十分な部分があったり、過不足が見られるといった意見が出されて、評価書の構成についても訂正するという必要が生じました。

そういった状況を踏まえまして、今後、より効率的に審議を進めるために、事務局では一度、農薬評価書の構成と評価の論点について整理をさせていただきたいと考えました。

そういった思いを込めまして、本日は前回の確認評価部会を踏まえまして、資料 1 として、今後の進め方の案をお示しさせていただきました。

机の上に、資料 2-1～3-2 として 4 冊、確認評価部会で用いた評価書の案と今後審議に用いるべき評価書の案を用意させていただきました。

資料 1 について、この場で御説明させていただきながら、適宜、資料 2-1 から 2-2、3-1、3-2 の評価書を御覧いただきたいと思います。

それでは、資料 1 に基づいて、順を追って説明させていただきたいと思います。

タイトルが「確認評価部会における農薬評価書の構成と当面の審議の進め方（案）」です。今後の在り方について、試行的なものとして、こういった手順を定めまして、これに基づいて当面の審議を行いたいと思います。この進め方について、先生方から御意見をいただければと思います。

まず「1. 評価に使用する資料」でございます。

これは、従来、農薬専門調査会の評価の実施手順でもお示しさせていただいているんですけれども、確認評価部会では、農薬抄録ですとか、暫定基準を設定する際に根拠とした国、あるいは国際機関の評価書を評価に使用することとしております。

また、各国の評価書等が発行されてからかなり年数が経っている場合にあっては、その間を補うような最新の知見を文献検索等で集めて、これも併せて評価に使用することとしています。

総合評価部会との違いですけれども、すべての試験について生データまでさかのぼって検討を行うわけではございません。

以上を踏まえて、資料 2-1 ジメトモルフの評価書を御覧いただきたいんです。5 ページの一番上「II. 毒性等に関する科学的知見」です。

こちらでは、農薬抄録とアメリカの EPA の Federal Register に載っている評価結果を基に、毒性に関する主な科学的知見を整理しております。

フェンブコナゾールにつきましては、JMPR のレポートですとか、Health Canada で作成した資料を加えて評価に用いております。

資料 1 に返っていただきまして「2. 確認評価部会の評価書（案）の構成」でございます。

評価書の構成は、御覧いただければわかるかと思いますが、おおむね総合評価部

会の評価書（案）と同様の構成で書いております。ただし、全体を通して記述は簡潔になっていることがおわかりいただけるかと思います。

総合評価部会の評価書との主な相違点が4つあります。

まず1つ目は、農薬評価書のたたき台の段階、確認評価部会に提出したバージョンでは、評価に使用した各国の評価書ごとに異なるエンドポイントがあった場合には、それぞれのエンドポイントを併記する形で記述しております。

ジメトモルフですと、10ページのところで、ラットを用いました2年間の慢性毒性発がん性試験で記述をして、SDラットを用いた混餌投与による云々と書いて、その文の一番

最後に「（農薬抄録）」と書いているのがおわかりいただけるかと思います。農薬抄録ではこういったエンドポイントをとっているんですが、一方＜EPA＞の方ではということで、違う記述が書かれております。

これが、最終的にジメトモルフの修正案の方の13ページで同じ試験結果が記述されているんです。審議の結果、農薬抄録で出されている結論の方を確認評価部会として採択いたしまして、EPAの評価書に記述されている文章については、修正案の方からは削除しております。

このような形で、確認評価部会の先生に一番最初に御覧いただく段階では、複数の機関の評価書に書かれている記述を併記して、そのうちどれかを選んでいただいて、最終的な修正案では、選択したものだけを残していくという形で確認評価部会の評価書をまとめていきたいと思っております。

資料1の2の②の暴露評価に関する記述でございます。

資料2-1のジメトモルフの評価書の7ページを御覧いただきますと「6. 作物残留試験」のところに、従来の総合評価部会ですと、このところに暴露評価の結果を記述しているんですが、確認評価部会の評価書では、作物残留試験の項目で暴露評価についての記述をしないこととしております。

何回もページを飛んで恐縮なんですが、資料2-1の15ページの一番下の行に「暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする」ということで、厚生労働省の方で暫定基準値の見直し案を作成する段階で、私どもとしても暴露量を確認させていただくことにしております。

2の③でございます。「III. 総合評価」のところで、確認評価部会に提出した版ですと、少し誤解を招くんじゃないかということで、修正案の方では少し書き直しているんです。

資料 2-2「ジメトモルフ評価書（修正案）」の 16 ページを御覧いただければと思います。

16 ページに「III. 総合評価」がございます。こちらの総合評価は、総合評価部会の方では、行われている試験の概要を全般にわたって記述しておりまして、おおむね 2 ページ前後にわたるような長さで書いているんです。しかし、確認評価部会の総合評価については、ADI 設定に直接関与するような、動植物代謝の主要代謝物、遺伝毒性の有無、無毒性量のうち最小のものを簡潔に記述して、大体 1 ページに収めるぐらいのイメージでまとめさせていただきたいと思っております。

④毒性試験成績のまとめの表というのが、同じ資料の 17 ページから「表 5 各試験における無毒性量等の比較」としてあるんです。

総合評価部会の評価書案ですと、こちらには無毒性量と最小毒性量が記述されているんですが、こちらの資料では、各国の評価機関が採用した無毒性量等を記載する形にしております。

以上、述べた点が総合評価部会と確認評価部会の評価書の記述の主な違いでございます。

資料 1 の「3. 審議の進め方」でございます。

審議の進め方は、事務局が作成した評価書の案に基づきまして、項目ごとにまずは事務局の方から内容を説明させていただきまして、それぞれ専門委員からコメントをいただく形で進めたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、毒性試験等で複数の評価機関で異なるエンドポイントを採用している場合には、それぞれの評価機関が出している判断根拠を個別にお示しをさせていただいた上で、専門委員に御審議をいただいて、最終的に専門委員の判断で確認評価部会として、どのエンドポイントを採択するかを決めていただきます。

農薬抄録がない、海外の評価書だけで審議をするという場合が今後、出てくるかと思うんです。ただ、それで審議に十分な資料がないという場合には、事前に主要な根拠となるような文献を入手するよう努めます。

また、それと併せて、関係者間でどういうふうに協議していくべきかというのを、リスク管理官庁も含めて事前に対応方針を協議するようなことを考えていきたいと思っております。

「4. 評価書（案）のとりまとめ」について、御説明させていただきます。

確認評価部会の審議を終えまして、事務局が作成した評価書を修正するときには、原則として、専門委員の皆さんに御覧いただくべきですので、次回の確認評価部会で修正箇所について、先生方の御了解を得ることとします。

ただ、修正後の確認を座長に一任していただけた場合には、座長の指示を受けながら事務局が修正版を作成するというこゝもとらせていただきたいと思います。

裏に行っていただきまして、事務局が作成する評価書（案）には、各国の評価機関の評価を併記することとしますけれども、専門調査会として評価書（案）をとりまとめる時点までには、確認評価部会で採択したエンドポイントを、どうしてそのエンドポイントを採択したかという根拠を示しつつ記述いたしまして、他の評価機関のエンドポイントに関する記述は削除することとしたいと考えております。

以上の手順でとりまとめられました評価書（案）につきましては、総合評価部会の評価書（案）と同様の手順で、国民からの意見と情報の募集を経まして、食品安全委員会の評価書として厚生労働省に通知をすることとしたいと思います。

「5. その他」といたしまして、実はこれは前回の確認評価部会で、評価書の書き方について、例えば植物代謝試験で試験設計のうち、どれぐらいの用量で薬剤を散布して、何日目に収穫をして分析をしたのかといったような、キーになる情報が記述されていないといった御指摘を受けました。

こういった指摘を1つの剤について受けましたときには、ほかの剤についても共通する御指摘だと思いますので、これは座長と相談した上で、必要に応じて、ほかの評価書についても修正して、記述の統一を図っていくという対応をとりたいと思っております。

資料1については、以上でございます。

この後、ジメトモルフとフェンブコナゾールの内容を説明する前に、1回、この資料1について先生方の御意見をいただければありがたいです。

○鈴木座長 いただいた資料というか、議事の問題からすると、大幅に変わってしまって、しかも説明が結構長かったので、2時半までに全体として終わるかどうか非常に不安だと思っているんですが、とりあえず、実際確認評価部会でやった結果の問題が、ADIがどれだけという話のところで審議されるんで、やはりここで一旦切って、御意見を伺うべきは伺っておきましょうか。その方がよろしいですね。

若干、延びるかと思うんですが、それは御了承いただけますね。

○都築課長補佐 はい。

○鈴木座長 それでは、一応ここで切って、この審議の進め方についての御意見を賜りたいと思います。どうしましょうか。

評価に使用する資料に関しては、非常に原則論的な問題のところでした、生データまでは基本的にさかのぼらない、農薬抄録と各国の評価書を基にして議論しますという点で、

これは特に問題はないかと思うのですが、飛ばしてもよろしゅうございますね。

2つ目の構成のところからの話なんですけど、これについて若干御意見、あるいは補足等々がございましたらということになるんですが、①、③のところでは簡潔にという流れの中で異なるエンドポイントを各国で使っている場合、そのエンドポイントを取りあえず併記するというような形が今までのとやり方が違いますよという話になっていまして、3の総合評価のADIのところの問題も非常に簡潔に記述しますということなんですけど、これらについてはおしまいのところ全体に全体の毒性の表が付いてきますので、もし仮に本文中から落ちたとしても、全体としてはその表を見ていただければ何とかなのではないかとは思えるんですが、やはりその点でこの形でよいかどうかはとりあえず確認したいと思います。

小澤先生。

○小澤専門委員 やはり先ほど触れられた、異なるエンドポイントということなんですけれども、そのエンドポイントという言葉の意味するところが質的なものなのか、量的なものなのかというのが一番最初に気になったところです。

例に挙げていただいたところがジメトモルフの評価書10ページのところにございます。ラットの2年間慢性毒性試験。これは恐らく設定用量が異なることに起因して、量的な違いが出たということだと思うんですけども、こういうものに関しては実際に、これは事実としてどうしようもないのですけれども、どちらを取るかということに関して、スムーズに事が決まるのかがちょっと気になりました。それはいかがでしょうか。

○鈴木座長 その点については、今のジメトモルフの最初の資料の11ページをお開けいただくと生殖発生毒性のところが出てくるんですが、EPAでは切歯萌出の遅延を毒性影響とみなしたのですが、日本の農薬抄録ではこれは取っていませんというので、エンドポイントの質的な相違というのが表れてくる場合もあるんです。

ですから、この場合は議論をして、どちらにどうするかという判断を確認評価部会でするという形になります。したがって、量的な問題と質的な問題の両方がこのエンドポイントという言葉には入っているのではないかと思います。

○小澤専門委員 わかりました。では、先ほど例に挙げていただいた量的なものに関しては低い方を取ったという理解でよろしいですか。10ページの12項です。これはEPAがNOAELを雄で36.2、雌で11.9としていますけど、農薬抄録では雄が9.4、雌は偶然に11.9だということです。

○鈴木座長 いつも低い方を取るとは限らないのだと思います。

○小澤専門委員 このときの議論はどういう議論だったんでしょうか。

○鈴木座長 このときは、そこら辺が読めるといいんだけどね。

これは雌は日本と EPA で同じ用量で、雄の方だけ EPA が 36.2 を取って、日本はその下を取った。つまり 36.3 で影響があるという形の所見が日本の場合あって、その妥当性を議論したんだけど、その方がよいという形で、具体的に何だったかなというのはちょっとわかりません。

○都築課長補佐 思い出しました。これは農薬抄録が雌で 750 ppm のときに体重増加抑制があったので、雄も雌もその下を NOAEL にしてしまったんですけども、これは不適切であろうということで、雌については 200ppm が NOAEL なんですけども、雄についてはその上の用量にいかないと毒性作用が出ないので、雄については 750ppm を NOAEL とするのが適当であろうということです。したがって、農薬抄録ではなくて EPA の記述を採用しております。

○鈴木座長 資料 2-2 で対応するところが 13 ページになっていて、そこでは雄は 750 ppm が NOAEL で、雌は 200 ppm が NOAEL と変わっておりまして、今、説明があったように日本の抄録が雌の 200 ppm で影響があったのを雄にも適用してしまったために、EPA に比べるとワンランク雄の方が低かったんですけども、厳密に雄と雌を分けると EPA と同じ判断になるという形になります。

○小澤専門委員 よくわかりました。私は今これを初めて見せていただいたものですから、そのところの根拠が見えなかったの、今みたいな質問をさせていただいたんですが、抄録がきちんとあって、今のような議論ができるのであれば、それでいいのではないかと思います。

恐らく各委員の方をそのように導けば、議論はスムーズに進むのではないかと想像します。ありがとうございました。

○鈴木座長 恐らくデータとしても最終的に全体の表が出てきますから、割とやりやすいのかもしれないと思います。

それでよろしいですか。今のエンドポイントの点とか、あるいは総合評価の書きぶりのところなんです、今のようなことがあって、ある程度抄録等に基づいて議論がされた上で合理的にどちらかに決めていくというやり方であると。

廣瀬先生。

○廣瀬専門委員 原則的にそれでいいです。

○鈴木座長 柳井先生はいかがですか。

○柳井専門委員 よろしいと思います。

○鈴木座長 そうすると、まず②の点は厚生労働省との約束事として、これはもうどうにもしようもない。こういうやり方で決まっています。協定ですという話だから、よいと思います。

④のところでは若干問題になるかなと思うんですけれども、非常に複雑な表にはなるんですね。日本の農薬抄録の話と各国の話が並列されていきます。フェンブコナゾールでは一番最後を見ていただくと、EPA、JMPR、Health Canada という形で、農薬抄録を入れると4つの基準が縦に並んでくるんですけれども、これでよろしいですか。議論になっていたのは、先ほども都築補佐から出ましたが、普通のところだと我々が今まで審査してきた場合には NOAEL と LOAEL、それからエンドポイントですね。何が動いたというような話のところを農薬抄録1つについて書いていたんですけれども、今回は LOAEL がどの部分からも落ちていきます。エンドポイントについても何を見たのかという話が落ちてしまうんです。

そのことについて、それでは本文中に戻った場合にどのくらい丁寧に書いてあるかというと、これもまたかなり端折ってあるということにはなるんですが、これをこれでよしとするか。それとも何かもっと別の形にするかが議論になるのかと思うんですが、当面はなかなか難しいと思います。

事務局の方から何かありますか。

○都築課長補佐 先生、この表は LOAEL については明示的には書いていないんですけれども、左から3番目のカラムに投与量のドーズ設定が全部書いてありますので、これを見ると NOAEL の1個上が LOAEL だということで、一応数字は拾えるように工夫をしています。

エンドポイントを無毒性量の欄の下ところに、最小毒性量で見られた影響を記入することとしておりますので、情報量としては総合評価部会の表より落ちるということがないように工夫しております。

○鈴木座長 ごめんなさい。こちらを見落としてしまして、エンドポイントは確かに加えてくれてありました。LOAEL は御説明のように NOAEL の1つ上の量であるということと読めるということでしたので、そうするとかなり工夫もされたことだし、これでよいということになりますかね。どうぞ。

○吉田専門委員 ジメトモルフの方なんですけれども、そういたしますと、この無毒性量のところに今エンドポイントが書いてあるということだったんですが、それについて、ここにありますが例えば90日間神経毒性試験でラット、雌雄の体重増加抑制、摂餌量減少。

一番上の量で認められた変化ということになるんですが、例えばそれをどこかに書いておきませんか、ここに書いてある体重増加抑制が一体どこで見られたかについては規定がされていないので、脚注でもいいのですが、ただ、無毒性量ということでこの表の中に書いてありますから。

○鈴木座長 一応、脚注には書いてあります。

○吉田専門委員 脚注にありますか。

○都築課長補佐 ジメトモルフの方を御覧いただいていると思うんですけども、ジメトモルフには記載しておりません。

○鈴木座長 フェンブコナゾールのところでは「無毒性量欄には、最小毒性量で認められた主な毒性所見を記した」と書いてあります。ただ、おっしゃられるように、最高用量で非常にハザードな問題があったということについては抜けています。

○吉田専門委員 こちらには書いていなかったですね。こちらにあるならば、それを入れていただければと思います。

○鈴木座長 このような剤によつての不統一というのも結構ありますので、そこら辺も統一していかなければいけない問題だとは思っています。

この点については廣瀬先生、いいですか。

○廣瀬専門委員 フェンブコナゾールの場合に、19 ページのテーブル 4 を見ると無毒性量の比較という欄にいろいろなメカニズム試験の結果が出ているんです。例えば甲状腺機能、肝臓における細胞増殖、酵素誘導などですが、こういうのはあくまでもメカニズムの試験であって、無毒性量を設定するためには必要ないと思うんですけども、このような項目についてもここでリストアップする必要があるでしょうか。

○鈴木座長 小澤先生。

○小澤専門委員 確かに私たちの総合部会で審議していることを想定すると、これは何らかの形で層別化しておく必要がありそうだと思います。

○鈴木座長 そうですね。例えば今、御指摘のあったところでも、甲状腺の機能とサイロキシンのクリアランス、肝臓における細胞増殖と酵素誘導の話、その下の妊娠後期のステロイド代謝といったところで外国の取扱いが違っておまして、下の 2 つについてはデータが出てきたのが遅かったこともあって、外国では評価していません。上の 2 つについては一応評価がしてあって、甲状腺発がんとの関連でというところで、非遺伝特性的なものという格好で入れてあって、これは見方によっては閾値が設定できるという根拠にはなるんです。

その辺のところで、ただ、外国はこういうふうな表を使って書くことをしていないので、ややこしいなと思うんですけども、本文中のはいずれもその他の試験として、今回の評価書には入れる形にはなっているので、本文の方を読んでいただければわかるということにはなるんですが、全体として表にまとまっていればわかりやすいかなというところがあるんですけども、その辺で何かいい層別の仕方があれば、出していただければいいかなと思うんです。

確かに言われるように、ADI の設定に直接というものであれば載せなければならないんでしょうけれども、そうでなければというのはごもっともな御意見だと思います。

○廣瀬専門委員　例えばこれで非常に低い値が出てしまったような場合には、後で混乱を招くかも知れません。

○鈴木座長　よく問題になるのは、一般薬理試験などでものすごく低くて、これを取るのか取らないのかという議論になったこともありますし、一般薬理試験は今回はこれの中には入っていない。一般に一般薬理試験などは ADI にあまり関係ないという形で使わないんですけれども、今回のそのところはやはり物によっては考えなければならないことが出るんでしょうけれどもね。

○都築課長補佐　まさに廣瀬先生の御指摘のとおり、この試験で NOAEL が一番小さいんです。これを本当に取るのかと言われると、より長期の 2 年間の慢性毒性発がん試験というのが用量設定でもう少し上のところがあるので、そちらの NOAEL を最終的には ADI に採用させていただいているんですが、確かに廣瀬先生の御指摘のとおり、同列に並べるのは誤解を招くかもしれないですね。

○鈴木座長　どうでしょうか。ケース・バイ・ケースにしますか。

○吉田専門委員　それについては、私も廣瀬先生と小澤先生と同じ意見で、やはりこれらはメカニズム試験ですから、同列にするのはまずいだろうと思います。例えばこれから文献等も出てくることもありますから、それをどこかで分けて書かないと、誤解を招くことは避けたいと思いますので、別の表にするか、もうこれは表から抜くか、どちらかだと思います。

○鈴木座長　そうですね。何らかの重みづけをして、表の形式を考える。主として今の御意見全体を伺うと、ADI の決定に直接関係があると考えられる試験に関してはまとめの表としてまとめるけれども、それ以外のものについてはケース・バイ・ケースで重みづけをして書く。

多分その意味合いとしては、本文中に記載があったりいろいろとすれば、表には必ずし

も載せなくてもよいだろうという御意見だと思いますが、それでよろしゅうございますか。

柳井先生、いいですか。

○柳井専門委員 結構です。

○鈴木座長 そうであれば、そのような形でとりあえずは行ってみたいと思います。恐らく想定外の問題がこれから幾つか出ると思いますので、そのときにはまた議論をしたいと思います。

そうしますと、この２ポツの問題は終わって、審議の進め方。ここのところではいかがでしょうか。どなたか御意見のある方。先ほどの説明だと農薬抄録がない場合について説明があって、根拠文献等を入手しますよということだったんですが、この前のコンセンサスでは農薬抄録がないとなると、この審議については公開で行われることになるはずだと思うんですけども、そのこととここで書かれていることは別の問題として、一応審議する際には必要なものを集めますがということで理解していいんですね。

○都築課長補佐 はい。

○鈴木座長 ということだそうです。この場合、厚生労働省と思われるんですが、これはどの時点でどういう形の会話をされるんですか。

○都築課長補佐 確認評価部会を始める前に資料のそろい具合を見て、場合によっては審議するためにこういう資料が必要なので、より深く探していただけませんかというようなリクエストを行うか、または審議をしても ADI が設定できないという場合に、厚生労働省としてどういう結論というか対応を取るようになるのでしょうかといったようなことがケースとしては想定されるんですが、実際にどういったものが出てくるかがまだはっきりわかっておりませんので、その辺については出てきた時点でまたお話をするということになるかと思います。

○鈴木座長 こういう事態も推察されることで御心配くださっているわけなんですからね。当面すぐにこういうことが起こるというわけではないですね。実際に想定はしているけれども、現実には何が起こるのかということについては、本当にはよくわからないと言っていいですか。

○都築課長補佐 はい。ですので、この資料１の位置づけ自体もここで決めて、これに従って必ずやるというよりは、一番最初のところに書かせていただきましたけれども、あくまで試みとして、当面これでやってみて、状況を見ながらどんどんブラッシュアップしていくという感じでやりたいと思っております。

○鈴木座長 ということだそうです。そこの３段落目のところは今のような説明

でということなのですが、最初の2つにかかわってくるところは、この説明でよろしゅうございますか。我々の従来の調査会ですと、各委員が担当の箇所を説明するというやり方をしていたんですけれども、説明をまず事務局の方からさせていただきます。

それぞれ違うエンドポイントが取られた場合についても事務局で御説明して、それについて委員から補足をしていただきますよというようなんですけれども、初回の審議のときは若干この辺りが不徹底な状況がありまして、なかなかうまく議事が進行できなかったという状況があります。

その辺について、何かアイデアとか御質問とかがあれば、どうぞ。やってみるしかないですね。

（「はい」と声あり）

○鈴木座長 では、そういうことで御了承いただいたとして、4番目の評価書のまとめ案については、その場で専門委員の了承が得られて、座長一任でよいということになれば、修正といったものを事務局で付けますというのがベースの考え方のようなんです。既にエンドポイント等について、他の国の審議例というのは評価書案としては出すけれども、最終的にまとめるときには、取りますよということ。

その後のパブコメに関しての手続は従来と同じであるということなのですが、何か御意見がございませうでしょうか。小澤先生、どうぞ。

○小澤専門委員 この部分に関しては、私はこれでよろしいと思います。

○鈴木座長 廣瀬先生、いいですか。

○廣瀬専門委員 はい。

○鈴木座長 では、この4のところについては問題ないということにさせていただきたいと思います。

その他、これについても要するに記述の統一を図る際の手続で、いろんな指摘があったときにそれぞれやっていくんですが、座長と相談の上で仕事を進めたいという事務局のお話なのですが、これもお認めいただけますね。

（「はい」と声あり）

○鈴木座長 どうもありがとうございました。そうしますと、御意見はおおむねこの形でやりましょうということでした。

大分時間が過ぎましたけれども、しょうがないですね。

○都築課長補佐 このような状況ですので、評価書はまだまだ親委員会に上げられるような状況ではございませんので、できましたら今回お決めいただいたこの手順にのっとって、

我々でもう一回評価書をブラッシュアップさせていただいて、第一部会の座長の三枝先生にも内容を確認していただきながら、まとめて次回の幹事会にもう一回上げさせていただくという形を取らせていただけるとありがたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○鈴木座長　そうですね。たまたまフェンブコナゾールの残留物のところで議論し落としていたところをございまして、もう一度、三枝座長に最小限確認をしていただかなければいけないということがありますし、時間も経ってしまったので、とりあえず今日は取り下げて、この次は11月1日ですか。

○都築課長補佐　11月1日にできたら開催したいと思っております。

○鈴木座長　その前にということではなくてね。

○都築課長補佐　はい。

○鈴木座長　わかりました。ということだそうでございます。もし御了解いただければそうしたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○鈴木座長　どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定について、事務局からお願いします。

○都築課長補佐　本日の審議を踏まえまして、事務局でジメトモルフ、フェンブコナゾールの評価書案、今後の確認評価部会で審議する評価書案の構成を見直したいと思います。見直し後、確認評価部会の委員に一度確認をいただいて、了解が得られました段階で再度、幹事会に上げたいと思います。

なお、今後の農業専門調査会の開催予定でございますが、本日この後、総合評価第二部会を隣の中会議室にて予定しています。また、第6回総合評価第一部会を11月1日、第1回確認評価第三部会を11月13日、第6回総合評価第二部会を11月20日、第1回確認評価第二部会を11月27日に予定しております。

以上です。

○鈴木座長　どうもありがとうございました。

それでは、本日の第5回幹事会をこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。